

情報提供資料

平成22年11月25日

日高市

日高市健康福祉部社会福祉課

TEL 042-989-2111 (内線 1155)

担当者職・氏名 課長 関口 茂 (内線 1151)

主幹 大沢 宗明 (内線 1155)

特定非営利活動法人鶴ヶ島ひまわり福祉会の 不正に係る破産手続開始の申立てについて

日高市は、不正請求を行った特定非営利活動法人鶴ヶ島ひまわり福祉会（以下「鶴ヶ島ひまわり福祉会」。）に対し、平成22年4月28日付けで「障害者自立支援法に基づく介護給付費(居宅介護)の返還金及び加算金(2,776,746円)」並びに「障害(児)者移動支援事業補助金の返還金(15,249,600円)及び加算金(年利5%)」を請求しました。

その後、鶴ヶ島ひまわり福祉会が納期限(平成22年5月12日)までに返還をしなかったことから、督促状の送付等の対応をしてきました。平成22年7月30日、鶴ヶ島ひまわり福祉会清算人(以下「清算人」。)から、日高市他7市町(所沢市、狭山市、入間市、坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町)に対し、返還が困難である旨の説明がなされました。

日高市は、平成22年8月5日付けで清算人に対し、①特定非営利活動促進法に基づき清算人の職務を適正に行うこと、②鶴ヶ島ひまわり福祉会の財産をもって債務を完済できない場合は「破産手続開始の申立て」をすることを求めました。

日高市の求めに対し、清算人は特定非営利活動促進法等の関係法令に基づく手続を執らなかったことから、日高市以外にも返還金を求めている7市町と協議を行い、平成22年11月16日、日高市が代表で破産法第18条に基づき、さいたま地方裁判所川越支部に破産手続開始の申立てをしました。

1. 債務者

特定非営利活動法人鶴ヶ島ひまわり福祉会

清算人 岡野 公一 (おかの きみいち)

清算人 服部 孝男 (はっとり たかお)

2. 申立裁判所及び申立日等

- ・さいたま地方裁判所川越支部
- ・申立日 平成22年11月16日
- ・受付事件番号 平成22年(フ)第871号

参 考

【不正請求の概要】

居宅介護 事業所内での利用者一時預かり等、居宅介護サービスに該当しないものを、居宅介護サービスを実施したものと偽り、介護給付費を不正に請求した。

(不正請求期間 平成20年12月から平成21年10月まで)

移動支援事業 事業所内で行っていた一時預かり等、移動支援事業に該当しないものを、移動支援事業を実施したものと偽り、移動支援事業の補助金を不正に請求していた。

(不正請求期間 平成18年10月から平成21年10月まで)

【破産手続について】

債務者がその債務を完済することができない場合に、債権者に対して債務者の財産を公平に配分することを目的として行われる法的手続である。支払い不能又は債務超過という破産原因が存在する場合に、裁判所が破産宣告を行うことにより手続が開始される。

破産手続開始の申立ては、債権者が行う場合と債務者が行う場合がある。債務者の申立てに基づく破産を自己破産という。

特定非営利活動促進法では、特定非営利活動法人の清算中に、法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てを行うと規定されている。本事案については、清算人が手続を執らなかったことから、債権者による破産手続開始の申立てを行ったものである。